

(趣旨)

第1条 この規程は、日高徳洲会病院（以下「本院」という。）における薬剤師研修生（以下「研修生」という。）の受入れについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研修生」とは、薬剤師免許を有し医療関係団体等に勤務するもので、本院において研修を受講する者をいう。

(申請及び許可)

第3条 研修を受けようとする研修生又は研修生として派遣しようとする医療関係団体等の長は、日高徳洲会病院院長（以下「病院長」という。）に、別に定める薬剤師研修申請書に本院が指定する書類を添え、病院長に願い出るものとする。

2 病院長は、前項の規程による申請があったときは、本院の業務に支障がないと認められる場合に限り、研修を許可することができる。

(研修料)

第4条 研修生の研修料は、病院長が定めた別表のとおりとする。

2 前項の研修料は、研修の期間に応じ、その全額を研修の修了後に徴収するものとする。

(関係規程等の遵守及び病院長の指示)

第5条 研修生は、本院の関係規程等を遵守し、病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

(研修の停止及び取消し)

第6条 研修生が前条の規程に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該研修生の研修を停止させ、又は研修の許可を取り消すことができる。

(損害の賠償等)

第7条 研修生が、その故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、当該研修生又は研修生を派遣する医療関係団体等の長は、速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。ただし、事情によっては、その責任を減免することがある。

(守秘義務)

第8条 研修生は、研修を実施するにあたり知りえた情報を、当該個人及び本院の許可なく他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第9条 本院及び研修生は、「個人情報保護法」に基づいて、互いに実習を誠実に実施すべき義務を迫るものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

研修料（消費税額及び地方消費税額等を含む。）

区 分	単 位	研修料
研修生（薬剤師）	1 日	1, 0 0 0 円

- 1 1日の単位の考え方は、時間ではなく、あくまでも出勤から退勤までを1日として考えるものとする。
- 2 研修料は、研修を行った日数に別表の金額を乗じたものとする。
- 3 不明な点については、都度、協議を行い決定する。